

日本みどりのプロジェクト推進協議会 会員等規程

(目的)

第1条 この規程は、日本みどりのプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の会員及びオフィシャルスポンサー（以下「スポンサー」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 協議会に入会及びスポンサーを希望する者は、入会（スポンサー）申込書（様式第1号）を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費等)

第3条 会員は、毎年度、別表1に掲げる会費を納入するものとし、スポンサーは別表2に掲げる協賛金を納入するものとする。

- 2 年度途中の入会においても、年額を納入するものとする。
- 3 既納の会費等は、一切これを返還しない。
- 4 スポンサーは、協賛金を納入することにより、会員資格も併せて有するものとする。
- 5 協力会員は、大学、学会、研究・学術機関等とし、会費は無料とする。

(変更事項の届出)

第4条 会員及びスポンサーが、商号・名称・氏名又は住所等を変更した場合、変更届（様式第2号）により速やかに事務局に届け出なければならない。

(退会等手続)

第5条 退会を希望する会員及びスポンサーを辞退したい者は、退会届（様式第3号）を事務局に届け出なければならない。

(プロジェクト運営費)

第6条 各プロジェクト活動においては、参加する会員（団体・企業等）の同意を得た上で、必要に応じてプロジェクト運営費を求め、受け取ることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和2年10月25日から施行する。
- この規程は、令和3年2月19日から施行する。
- この規程は、令和3年10月4日から施行する。
- この規程は、令和6年6月27日から施行する。

別表1 会費

区 分	年 額
都道府県	100,000円
市町村	50,000円
法人・団体	A 500,000円
	B 300,000円
	C 100,000円
	D 50,000円
個人・個人事業主	10,000円
準会員	無料
協力会員	無料

- 1 会員として受けられるサービスは、別に定めるものとする。
- 2 法人・団体はA～Dを選んで加入する。
- 3 準会員は、原則として入会した当該年度に限り、会費の納入を免除する。
- 4 協力会員は、大学、学会、研究・学術機関等とする。

別表2 協賛金

区 分	年 額
ゴールドスポンサー	5,000,000円
シルバースポンサー	3,000,000円
ブロンズスポンサー	1,000,000円

日本みどりのプロジェクト推進協議会入会（オフィシャルスポンサー）申込書

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 あて

住所 〒

名前 （法人名・代表者名）

印

日本みどりのプロジェクト推進協議会の趣旨に賛同し、 年 月 日より入会したい（オフィシャルスポンサーになりたい）ので、下記のとおり申し込みます。

記

種 別	会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体（ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D） <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他
	準会員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> その他
	協力会員	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学会 <input type="checkbox"/> 研究・学術機関等
	オフィシャル スポンサー	<input type="checkbox"/> ゴールド <input type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> ブロンズ
団 体 情 報	設立年月日	
	主な事業内容	
担 当 者	部署	
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	F a x	
	E-mail	

事務局記入欄

入会承認日	年 月 日	確認印	
入会日	年 月 日		
会費	円		
事務局サポート	所属	氏名	

日本みどりのプロジェクト推進協議会変更届

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 あて

住所 〒

名前 (法人名・代表者名)

印

下記のとおり変更がありましたので届け出します。

記

		変更前	変更後
会員名 又は オフィシャルスポンサー名			
代表者氏名			
住 所			
担 当	部 署		
	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	F a x		
	E-mail		

事務局記入欄

事務局受付日	年 月 日
--------	-------

(令和6年6月27日)

日本みどりのプロジェクト推進協議会退会（オフィシャルスポンサー辞退）届

日本みどりのプロジェクト推進協議会長 あて

住所 〒

名前 （法人名・代表者名）

印

日本みどりのプロジェクト推進協議会を 年 月 日をもって退会したい（オフィシャルスポンサーを辞退したい）ので、下記のとおり届け出します。

記

種 別	会 員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他
	準会員	<input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 法人・団体 <input type="checkbox"/> その他
	協力会員	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学会 <input type="checkbox"/> 研究・学術機関等
	オフィシャル スポンサー	<input type="checkbox"/> ゴールド <input type="checkbox"/> シルバー <input type="checkbox"/> ブロンズ
担 当	部 署	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	F a x	
	E-mail	

事務局記入欄

事務局受付日	年 月 日
--------	-------

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、日本みどりのプロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

2 この協議会は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金は、事業・管理費などに使用するものとする。

(受入手続き)

第4条 協議会に寄附しようとする者は、寄附金(寄附物品)申込書(様式1号)にて寄附金の申し込みを行うものとする。

2 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

3 前項の受領書には、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄附金が、協議会の業務遂行上支障があると認められるとき又は協議会が受入れるには社会通念上不相当と認められるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

(情報公開)

第6条 協議会が受領する寄附金・寄附物品については、寄附者の承諾を得て公開できるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、令和6年6月27日から施行する。

寄附金（寄附物品）申込書

日本みどりのプロジェクト推進協議会 へ

住所〒

名前（法人名・代表者名） 印

下記のとおり日本みどりのプロジェクト推進協議会への寄附を申込みます。

記

寄附金額	円
寄附物品名	
寄附者（団体）名の公表	公表を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
担当者 氏名	
電話番号	
E-mail	

事務局記入欄

事務局受付日	年 月 日
--------	-------